

広報ふたば



【表紙写真】 休校を経て 仮設校舎で迎えた町立小学校創立150周年

町民の皆さまへ

町長施政方針

3月5日招集の令和6年第1回双葉町議会定例会において、伊澤史朗町長が施政方針を述べ、令和6年度における各種事業の取り組みなどについて説明しました。



前に戻すということではなく、将来の双葉町のあるべき姿を描き各種施策に取り組みでまいりました。

平成26年を復興元年と位置付けし、以来、町立学校の再開、双葉町復興まちづくり計画長期ビジョンの策定、復興公営住宅と町外拠点の整備、中間貯蔵施設への対応、震災記録誌の発行、中野地区復興産業拠点の整備など、様々な課題に取り組み、一つ一つ着実に実現してまいりました。

そして震災から8年目を迎えた平成30年を復興具現化元年と位置付けし、双葉町復興まちづくり計画（第二次）に基づき「町の再興」「生活再建」「町民のきずな・結びつき」を施策の柱として各種事業の具現化に鋭意取り組み、実現してまいりました。

令和4年には、従来の復興まちづくり計画で掲げた方針を踏襲しながら、復興まちづくり計画（第三次）を策定し、コロナ禍であっても令和5年度を復興加速化元年と位置づけし、復興への歩みを止めることなく各種復興事業に取り組んでまいりました。

来るべき令和6年度は、コロナ禍を乗

り越え、復興への新たな一歩として町民の皆さんの帰還に向けた施策を力強く展開し、「新たな双葉町の時代」を切り拓いていく年と考えております。

やはり復興の基本となるのは、居住人口の増加はもちろんのこと、交流・関係人口の増加であり、町民の皆さんの帰還環境の整備や双葉町に移住される方への支援の強化を図ることが、欠かすことができない重要な施策と考えております。

特に町民の皆さんの帰還が双葉町の復興にとって大きな原動力となることから、令和6年度においては、帰還促進住宅支援事業として避難指示解除後に帰還する町民の皆さんが住宅を新築・修繕する場合や、中古住宅を取得する際の経費の一部を支援することを最も重要な施策の一つとして予算を計上しております。

さて、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から13年が経とうとしています。

震災並びに震災関連で亡くなられた方々のご冥福を祈って、昨年に引き続き、3月11日に双葉町産業交流センターに「東日本大震災追悼献花場」を設け、自由に献花をいただくこととしております。なお、私自身も3月11日の午後2時46分に当会場にて黙祷を捧げ、震災により尊い命が失われた方々の御霊に対し、哀悼の誠を捧げてまいります。

新型コロナウイルス感染症について

変異を繰り返し、猛威を振るってきましたが、昨年5月から感染症法上5類に移行され、マスクの着用も個人の判断に

委ねられ、町民の皆さんの交流を深めるための各種行事等も再開されるなど、コロナ禍前の日常に戻りつつあります。

全国並びに福島県の陽性者数が減少に転じたのは、医療機関並びに従事者の献身的なご尽力は言うまでもありませんが、町民の皆さん一人一人のマスクの着用、手洗い、うがい、三密を避けるなどの基本的な感染対策の徹底が功を奏したものと考えております。

しかし、新型コロナウイルス感染症が完全に収束したわけではなく、ここに来て、福島県内の新規陽性者数がインフルエンザの感染者とともに、増加傾向にあります。町民の皆さんには引き続き基本的な感染対策の徹底にご理解とご協力をお願いいたします。

特定帰還居住区域について

昨年6月に、帰還困難区域内で帰還意向のある住民の居住地の生活圏を排除し、インフラ復旧を行い、避難指示解除を進める「特定帰還居住区域復興再生計画」の制度を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が成立しました。そして9月には「特定帰還居住区域」として下長塚・三字行政区の一部区域に係る復興再生計画を申請し、内閣総理大臣の認定を受けたことで、計画区域の一部で昨年12月20日から除染や建物解体が着手されました。

さらに、新たな区域を追加するため、2月10日から13日にかけて双葉町いわき支所などを会場として、関係する行政区ごとに住民説明会を開催しました。住民の皆さんからいただいたご意見を踏まえ

令和6年第1回双葉町議会定例会が開催されるにあたり、私の所信の一端と町政の基本方針を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

双葉町の現在までの復興の取り組みについて

令和6年度は、私が町長に就任して三期目の最終年度にあたります。

私は、町長就任時から「復興」は震災

て、現在、国や関係機関と調整を進めており、今後、国へ申請に向けた準備をしております。

国は、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、町の復興・再生に責任をもって取り組むとしていますので、引き続き残る帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた取組方針を明らかにし、全力で取り組むよう強く国に要望してまいります。

農業の再生について

中野地区復興産業拠点における企業誘致や、住む拠点としての駅西住宅、駅東エリアの商業施設など、資材調達の関係で遅れているものの計画に沿って順調に整備が進んでいる一方、避難が長引いたことにより、農業者の営農意欲の喪失と高齢化が進み、地域農業の担い手や労働力の確保が困難な状況であり、農業者個人での営農再開はハードルが高く、町の復興に係る分野で農業の再生が厳しい状況にあります。双葉町に限らず被災町村でも復興に関して最も難航が予想されるのは、一次産業である農業の再生であると言われております。

しかし私は、地域での生産組織の設立や農業法人による新規参入の受け入れなどによる担い手の確保、そしてそれらへの農地の集積・集約のテコとなる土地改良事業の取り組みや、「スマート農業」と言われる省力化技術の活用、収益性の高い作物の導入により町の農業の再生は実現できるものと考えております。

そのためにはまず、地域の地権者同士で話し合いをして、地域の農業をどのよ

うにしていくのか、担い手を誰にしているのか、これらの議論を深めて欲しいと考えており、町としても営農再開に向けた支援は惜しまない考えでおります。

双葉町で生産された農産物の摂取制限と出荷制限が解除されることにより、食の安全・安心が確保され、町民の皆さんが安心して帰還できる環境に繋がるものと期待しているところです。

高速道路の無料化措置と医療費等の減免措置について

高速道路の無料化措置については、双葉町の場合、避難指示が解除されたのは、町全体の約15%に過ぎず、「特定帰還居住区域」の除染もこれからであり、また、町民のほとんどが全国各地に避難している状況に鑑み、町民の生活再建やふるさとへの帰還に必要不可欠であることから、引き続き無料化措置の継続を国並びに係機関に強く要望してまいります。

次に、現在は、医療・介護にかかる保険料が減免され、窓口での一部負担金が免除されていますが、国は避難指示解除から10年を目標に免除措置を終了する方針を示しております。しかし、本町は、帰還困難区域と避難指示解除区域が混在することから、町民の公平性を保つため、激変緩和措置を講ずるよう国に強く働きかけてまいります。

国の関係機関に対する復興等に向けた要望活動について

昨年8月に大熊町、双葉町の両町長、町議会議長とともに復興庁、経済産業省、環境省に

- ・ 特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について
- ・ 復興のスタートに立つ両町への重点的サポートについて

- ・ 福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導について
- ・ ALPS処理水をめぐる責任を持った対応について

要望活動を行いました。双葉町、大熊町は、過酷な事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30年から40年かかるといわれる廃炉作業や苦渋の決断による中間貯蔵施設の受け入れ、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害の懸念など、他の自治体とは復興のステージが大きく異なっていることから、第二期復興創生期間にとらわれることなく、完全な復興を成し遂げるまでの支援を強く要望してまいりました。

復旧・復興に欠かすことのできない財源の確保について

一昨年の12月に「税制大綱」が決定され、「東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確保する」と明記されましたが、双葉町は、震災と原発事故という複合災害により、インフラの整備、町民の生活再建、産業・生業の再生など様々な課題に直面しており、課題解決のためには長期にわたり財源の確保が不可欠であります。今後も福島県並びに関係自治体との連携により、大綱を踏まえ復興・再生に向けた財源確保について、国並びに係機関に強く要望してまいります。

東京電力ホールディングス株式会社に対する要求について

本年、1月4日に東京電力ホールディングス株式会社の小早川社長が来庁した際に、「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書」を手渡すとともに、要求事項の実施について強く求めました。

原子力損害賠償については、令和4年12月に国の原子力損害賠償紛争審査会の指針が見直され、9年ぶりに中間指針の「第五次追補」が決定されました。双葉町は、東京電力に対し、被害の実情にあった賠償を継続して求めてきたところであり、今回の「追補」は、一定程度反映されたものと考えております。今後も風評被害等損害がある限り賠償を行うべきであり、県並びに関係市町村と連携を図りながら国、東京電力に働きかけてまいります。また、東京電力には「指針」が示す損害額が、上限ではないことを認識するとともに、常に被害者の目線に立ち、被害者に対して誠意を持って対応するよう求めてまいります。さらに、謝罪や賠償によって事故の責任は無くなるわけではなく、双葉町の復旧・復興に向けた取り組みについての協力を強く要求したところです。

双葉町復興まちづくり計画（第三次）について

双葉町復興まちづくりの基本理念は「町民一人一人の復興」と「町の復興」を目指して、また、基本目標は「ふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町の復興」

として「町民一人一人の生活の再建の実現」と「町民のきずなの維持・発展、ふるさとへの思いを繋ぐ」を掲げています。

双葉町復興まちづくり計画（第三次）は、これまでの復興まちづくり計画で掲げた方針を踏襲しながら、特定復興再生拠点区域が避難指示解除された以降の具体的な取り組みや施策、事業を示した令和4年度から令和8年度までの計画であります。これに基づき、町として総力をあげて町民や地元業者の町内への帰還を促進するとともに、双葉町に関心を持っていたり、参入を積極的に支援してまいります。

令和6年度は、復興まちづくり計画（第三次）の折り返し地点に当たることから、各種事業の実施状況の進捗を検証するとともに、避難指示解除後5年以内に行う基本施策として

- I 生活環境
 - II 産業・エネルギー
 - III 医療・健康・福祉・介護
 - IV 教育・子育て・歴史・伝統・文化
 - V きずな・結びつき
- の5つの分野について集中的に実施してまいります。
- 町の復興の基本となるのはやはり居住人口の増加であります。特に町民や地元業者の町内への帰還の促進や双葉町に関心を持っていただいている方々の移住や、事業者の方々の参入を積極的に支援し、居住人口の増加に繋がる施策をより一層積極的に進めてまいります。

Ⅰ 令和6年度に重点的に取り組む施策

I 生活環境について

現在、双葉町内に約100名の町民が生活しておりますが、JR双葉駅西側に双葉町に帰還する人や移住する人の受皿となる「住む拠点」として、災害公営住宅、再生賃貸住宅86戸の整備を進めており、本年5月末には残りの47戸の住宅が完成することから、居住人口の増加が期待されます。

生活関連施設としては、昨年8月に産業交流センター内にコンビニエンスストアがオープンしたところであります。また駅周辺に公設商業施設の整備を進めており、役場庁舎北側にスーパーをはじめ、町体育館跡地に飲食店3店舗の事業者が決まり、現在、建物の設計を進めており、令和6年度には工事に着手し、令和7年度にオープン予定となっております。

住む拠点以外に住宅の新築並びにリフォーム等により双葉町に帰還、移住する人のための支援についてであります。来訪者や移住を検討されている方々等に向けた情報を発信するため、復興支援員を配置するとともに、新たな関係人口創出のために狙いを絞った情報発信やシンポジウムを開催してまいります。

また、移住定住対策については、空き家・空き地バンクを設置・活用するとともに、移住定住者を受け入れる体制整備を強化してまいります。県外から移住される方々が住宅を取得、リフォームに要する経費の支援を行ってまいります。

町民の皆さんが帰還するための支援策としては、帰還にあたっての各種支援制度や留意事項などを記載した「帰町のしおり」を引き続き作成し、各世帯に配付することにより、町民の皆さんの帰還意欲を醸成してまいります。

また、長期にわたって維持管理できいなかった住宅の清掃費や帰還に伴う移転費用の一部を引き続き補助してまいります。

帰還促進住宅支援事業として帰還する町民の皆さんの個人住宅の新築・修繕や、中古住宅を取得する費用の一部を補助し、多くの町民の皆さんの帰還を支援してまいります。

インフラの整備・復旧としては、先に認定を受けた特定帰還居住区域の先行除染の進捗状況を踏まえ、同区域の震災で被災した町道を復旧させるため、測量設計を実施してまいります。

「防犯・防火・防災体制の強化」については昨年、双葉町消防団第1分団、第2分団の屯所が完成するとともに、10月にはJR双葉駅前において震災後初めて町内で双葉町消防団秋季検閲式を行い、地域の防火、防災体制が一層強化されています。

さらに、双葉町内一円の防犯・防災のため、365日24時間体制でパトロールを継続して実施してまいります。

また、引き続き避難指示解除区域内及び特別通過交通制度の適用道路沿線の既存防犯灯の復旧及び新設を行い、夜間における住民の安全確保及び犯罪被害の未然防止を図ってまいります。

II 産業・エネルギーについて

「働く拠点」としての中野地区復興産業拠点では、昨年4月に浅野燃系株式会社双葉事業所がグランドオープンし、6月には温浴施設と食事処を兼ねた「さくらの里双葉」がオープン。10月には大和ライフネクス株式会社、12月には東日本ロハス株式会社、また、本年2月には株式会社エイブルとの企業立地協定を締結しました。現在23件の企業と企業立地協定を締結しており、そのうち18社が操業を開始しております。

なお、中野地区復興産業拠点整備にかかる基盤整備工事は令和8年度まで予定しております。

営農再開については現在、町内の6地区において、除染後農地の保全管理を行っていますが、国の補助金による保全管理が原則令和6年度で終了することから、令和7年度以降の営農再開に向けて取り組んでまいります。

まず営農再開するには担い手の確保が重要であります。担い手としては、地域の農業者による生産組織の設立や、農法人による新規参入などがありますが、町としては、まず地域の農地は地域で守るといった観点から地域の農地を「誰が」、「どの農地で」、「何を作付けしていくのか」を示した「地域計画」を地域の皆さんの話し合いの下、策定し、各地域の営農の方向性を示してまいります。

現在、下羽鳥地区や中野地区において除染後農地の一部で管理耕作によりブロッコリーを栽培しておりますが、水稲についても摂取制限や出荷制限の解除に向けて、下羽鳥地区に続き、三字地区内

及び上羽鳥地区内において試験栽培を予定しております。

さらに営農再開に向けた取り組みとして、上羽鳥地区において基盤整備促進事業を施工するための測量設計を行うとともに、中田地区においては、中玉トマトの養液栽培施設を整備するため、施設用地を取得し、造成のための測量設計を行ってまいります。

また、これからの営農に対応するためには、土地改良事業が欠かすことができない条件であることから、地権者の理解を得ながら事業の推進に努めてまいります。

さらに、災害対策としてのため池の水管理や、営農再開に向けて用排水路等の補修工事を行うとともに、農作物や農業用施設に被害を及ぼしているイノシシ等の捕獲を強化し、町内で増加しているニホンザルの行動域モニタリング等を行い、被害を未然に防止するため、今後策定する管理事業実施計画により対策を講じてまいります。

Ⅲ 医療・健康・福祉・介護について

昨年2月には双葉町診療所が落成し、診療を開始しました。また、11月からオンライン服薬指導実証事業を開始しております。さらに令和6年度には第1、第3水曜日が追加となり隔週では週4日の診療が可能となるよう予算を計上しております。

町民の皆さんの健康に関しては、例年どおり総合健診を実施するとともに、町民の皆さんが健診実施機関へ健診予約ができるようコールセンター

や、WEB予約ができるようにしてまいります。さらに各種感染症に係る予防接種を行うとともに、新型コロナウイルス感染症については、高齢者を対象として、定期接種を継続してまいります。

また、駅西地区に町民の皆さんの帰還促進と福祉環境の向上を図るための福祉・交流施設を整備するため基本計画を策定してまいります。

Ⅳ 教育・子育て・歴史・伝統・文化について

学校教育については、避難指示後、行政機能をいわき市に移した際に同市に仮設校舎を設置し、幼稚園、小・中学校の教育を行っているところですが、双葉町の復興と町内での学校再開は切り離すことができません。そのため、昨年5月に学校設置検討委員会を設置し、教育のあり方や町内での学校再開時期等について検討を進め、3月末には教育基本構想がまとまります。

令和6年度も、引き続き町内での学校再開を検討するため、学校設置検討委員会を継続するとともに、教育施設整備基本計画を策定してまいります。

子ども計画については、令和5年度に行った基礎調査を踏まえ、少子化に対処するための施策や子ども・若者の健やかな成長に資する社会環境の整備や子どもの貧困対策に関する施策を盛り込んだ「第1期双葉町子ども計画」を策定してまいります。

また、町内居住者の区域外就園に対する補助をしております。さらに出産と子育てを応援するため、国及び県の交付

金を活用して、経済的支援を行ってまいります。

歴史、伝統、文化については、神楽・相馬流れ山踊りなどの民俗芸能を伝承・保存するため引き続き補助をしております。

「国指定史跡 清戸迫横穴」については、適正な保存・活用に向けて専門家の指導を受けながら活用計画を策定してまいります。また、町内の歴史的建造物である登録有形文化財である旧田中医院レインガ蔵を保存活用するため、整備してまいります。

さらに特定帰還居住区域の建物解体が進むことで消失の懸念があることから、民家に保管されている地域の歴史や文化を伝える貴重な資料となる古文書等について、筑波大学の協力を得て被災家屋からのレスキューを継続的に行い、修復・保存を行うとともに、同大学と連携して被災経験の記憶・記録の保存を継続し、中間報告に向けた資料作成に着手いたします。

V きずな・結びつきについて

東日本大震災と原発事故により全国に避難している町民に対し、様々な情報を発信するため、広報ふたばや広報ふたばダイジェスト版を製作するとともに、町公式ホームページやFMいわきを活用し、広報活動を行ってまいります。

また、スマートフォンやタブレット端末にインストールして使用するふたばアプリの運用保守業務を委託するとともに、町民の方々へふたばアプリの利用の方法を啓発しながら、町民相互のコミュ

ニティの形成を図ってまいります。さらに、映像製作、情報発信、コミュニケーション支援のため、復興支援員を配置してまいります。

交流・関係人口の創出については、中野地区には福島県の東日本大震災・原子力災害伝承館があり、多くの方々が訪れる施設となっております。多くの町民の方々は双葉の海への思いがとも強く、楽しい思い出の詰まった場所である中野地区にアクティビティエリアとしての整備を検討してまいります。

また令和7年度には復興祈念公園や大和ライフネクスト株式会社のカンファレンスホテルが完成予定であり、今後ますますの交流人口拡大に向けた動きが加速すると期待しております。

以上、現在までの復興まちづくり計画の取り組みと成果、並びに令和6年度の町政に臨む私の所信の一端と町政の基本方針を述べましたが、町政運営にあたりましては、引き続き議会並びに町民の皆さんとの対話を重視するとともに、双葉町復興まちづくり計画（第三次）で示された具体的な施策の実現に向けて職員一同全力で取り組んでまいります。議員各位並びに町民の皆さんの一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上申し述べまして、令和6年度における施政の方針といたします。

環境大臣、立憲民主党議員町内視察

2月18日、伊藤信太郎環境大臣が町内視察のため来町されました。伊藤大臣は、12月に除染を開始した特定帰還居住区域の三字行政区を視察されたほか、駅西住宅や双葉町産業交流センター屋上で町の復興状況等について伊澤史朗町長から説明を受けました。

3月4日には、立憲民主党東日本大震災復興対策本部（玄葉光一郎本部長）の国会議員10人が来町され、駅西住宅などを視察されました。その後、伊澤町長から要望書を手渡し、意見交換を行いました。



伊藤環境大臣



立憲民主党東日本大震災復興対策本部

***** きぼうの桜贈呈式 *****

2月14日、山梨県北杜市において、「きぼうの桜（宇宙神代桜）」の苗木の贈呈式が行われました。

きぼうの桜事業は、北杜市が一般財団法人ワンアース（茨城県）の協力のもとに進める復興祈念事業で、桜の苗木を復興に取り組む自治体へ贈呈し、復興の後押しや震災の記憶と教訓を千年先の子孫へ伝える意味を持つものです。

贈呈された苗木は、復興のシンボルとして、駅西住宅に植樹します（現在はJR双葉駅前のロータリーに植樹しています）。



北杜市の上村英司市長（右から2人目）から双葉町と大熊町に贈られました。

2008年に宇宙飛行士の若田光一さんが国際宇宙ステーションへ滞在した際に、宇宙を旅した山高神代桜（北杜市実相寺にある日本三大桜の一つ）の種が、奇跡的に発芽し育った稀少な「宇宙神代桜」の直系子孫にあたります。

ウクライナ政府関係者と意見交換

2月22日、ウクライナ政府及びその地方行政区の職員10人が双葉町を訪れました。双葉町役場で復興状況についての説明を受け、町内の事業所（浅野燃糸(株)）を見学した後、双葉町産業交流センターにおいて、伊澤町長と意見交換を行いました。

JICA（国際協力機構）によるウクライナ復興・復旧プロジェクトの一環で、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地を訪れ、国土や地域の復興状況の視察を行うものです。

意見交換では住民帰還に対する支援策や町づくりに対する質問が相次ぎ、伊澤町長は一つ一つ丁寧に答えるとともに、「双葉町も復興の途上であるが、ウクライナの復興を心から願っています」と激励しました。



双葉郵便局が再開

3月7日、双葉郵便局がJR双葉駅近くに移転し、震災以降13年ぶりに業務を再開しました。オープンに先立ち行われたセレモニーでは、伊澤町長が関係者とともにテープカットを行いました。町民や町内の事業者も参加し、「今まではポストはあったが、用事があるときは浪江町まで通っていたので、近くにあれば便利で安心できる」と喜びました。

その後、町役場において、町と日本郵便株式会社が地域の活性化を目的とし、課題解決に向けた活動に取り組むため包括連携協定締結式が行われました。

伊澤町長は、「生活環境整備に欠かせない生活インフラである郵便局の開局は大変喜ばしく、協定により安心・安全な暮らしを実現し、地域経済活性化などに連携して取り組んでいきたい」とあいさつしました。



双葉郵便局

双葉町大字長塚字鬼木34（旧東邦銀行双葉支店隣）

郵便窓口

午前9時～午後5時（土日、祝日の取り扱いはなし）

貯金・保険窓口とATMは営業時間が異なります。
広報ふたば3月号8ページまたは町ホームページや日本郵便ホームページ等でご確認ください。



温かいご支援をありがとうございます

日本郵政グループ労働組合様

3月2日、Jヴィレッジ（楡葉町）において「心ひとつに東北集会」が開催され、日本郵政グループ労働組合（以下JP労組）様より双葉町民の皆さんへと、義援金をご寄付いただきました。JP労組様は、東日本大震災被災地の復興・再生のため「心ひとつに運動」に取り組んでいます。伊澤町長は集会に参加し、義援金を受けるとともに、双葉町の復興状況について説明を行いました。



株式会社鹿島印刷所様

3月7日、株式会社鹿島印刷所 代表取締役 川又啓蔵様より、会社創立110周年を記念し、双葉町に多額の金員をご寄付いただきました。



三字前田大杉会様

2月13日、三字前田大杉会様より、会を解散することになったことから双葉町民の皆さんへと、義援金をご寄付いただきました。三字前田大杉会を代表して、石井恒延さんと伊澤和夫さんが双葉町役場を訪れ、伊澤町長に手渡しました。

～ 震災から13年の月日が流れて～



「東日本大震災 双葉町追悼献花」

3月11日、東日本大震災の発生から13年が経過しました。昨年に続き今年も、ご遺族の方々はじめ多くの方に献花いただけるよう、双葉町産業交流センターに追悼献花場が設けられました。

双葉町では、地震によって発生した大津波などで亡くなられた方が21人、震災関連死として認定された方が3月11日現在181人となっており、会場内にお名



前が掲げられました。

ご遺族の方や関係者、産業交流センターの来場者など多くの方が献花に訪れ、哀悼の意を表しました。また、午後2時46分には犠牲になられた方々のご冥福を祈り1分間の黙とうが捧げられました。参列した伊澤史朗町長は「犠牲になられた皆さんの尊い命を忘れることなく心に刻み、しっかりと町の復興を成し遂げたい」と述べました。

産業交流センター1階エントランスには、花びらで絵を作るインフィオラータも設置され、来場者は思いを込めて双葉ダルマさんの花絵に花びらを添えました。



産業交流センターでは、写真展「ふたば、ふたたび☆想いをつなぐ写真展」や声優によるありがとうメッセージ朗読会が行われ、訪れた方が足を止めていました。



◀ 花びらを添える岩田和親経済産業副大臣

～各地で追悼行事が行われました～

3月11日、埼玉県加須市では、双葉町埼玉自治会主催により旧騎西高校（SFAフットボールセンター）において追悼式が行われました。双葉町埼玉自治会の吉田俊秀会長が「双葉町への思いと加須市のご支援に感謝いたします」とあいさつし、ご来賓の角田守良加須市長より追悼のあいさつをいただきました。85の方が献花に訪れ、午後2時46分に双葉町の方角に向かって黙とうが捧げられました。

白河市にある双葉町県南双樹会事務所では、館林孝男会長はじめ19人の会員が出席して慰霊祭が行われました。

町内では、JR双葉駅前広場において（一社）LOVE FOR NIPPONと（一社）日本キャンドル協会共催による「ただいま、おかえり 双葉まちキャンドルナイト」が3月10日と11日の2日間行われ、震災で犠牲になられた方や町への思いが書かれたキャンドルに参加した方々の手で火が灯されました。

また、東日本大震災・原子力災害伝承館では県主催による「3.11 Fukushima追悼復興記念行事キャンドルナイト」が行われるとともに、追悼の花火が夜空高く打ち上げられました。



双葉町埼玉自治会主催追悼式



ただいま、おかえり双葉まちキャンドルナイト

新たな壁画アート

3月7日、FutabaArtDistrict（フタバアートディストリクト）の皆さんが、旧双葉町歴史民俗資料館の壁に県立双葉高等学校硬式野球部球児の絵を描きました。



南小外壁塗装完成セレモニー



3月11日、双葉南小学校において外壁塗装完成セレモニーが行われました。南小学校の外壁に塗装を行ったNPO法人塗魂ペインターズ（宮嶋祐介会長）は、「震災当時の状況を後世に伝える施設が次世代に残るように」と思いを込めて、初めて東日本大震災の被災地でボランティア活動を行いました。

3月9日から11日までの3日間、述べ350人以上が参加し、避難の長期化により劣化した南小学校校舎の外壁に足場を組み、高圧洗浄とペンキによる外壁の塗装を行いました。

第1回双葉町議会定例会

3月5日招集の令和6年第1回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせします。



行政報告



12月定例会以降の行政報告

―企業立地協定締結式―

令和5年12月13日、中野地区復興産業拠点への企業立地協定を東日本ロハス株式会社と、令和6年2月6日には株式会社エイブルとそれぞれ締結しました。これによりまして23件の立地協定を締結しております。

―特定帰還居住区域―

令和5年9月29日に特定帰還居住区域として認定された下長塚行政区及び三字行政区の一部について、同年12月20日から環境省による除染、家屋の解体が開始されました。このほか、中間貯蔵施設区域を除く帰還困難区域となっている7つの行政区につきましても2月10日から13日まで、区域案に関する住民説明会を開催いたしました。町といたしましては、住民の方からいただいたご意見を基に、一日も早く面的な除染及び

インフラ復旧等を行い避難指示解除が行えるよう、特定帰還居住区域復興再生計画の変更申請に向け、国や県、関係機関と連携して取り組んでまいります。



―能登半島地震―

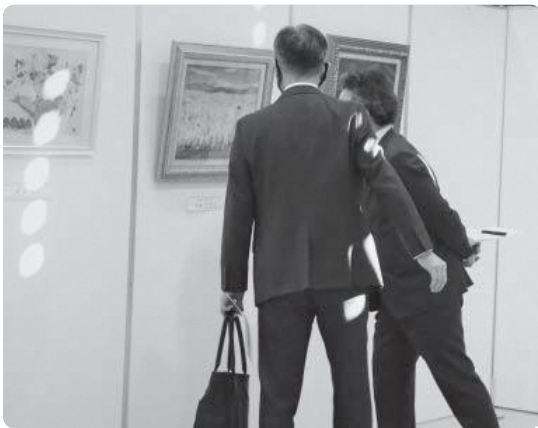
令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、多くの方が被災され、今もなお避難生活が続く状況に対して、お亡くなりになられた方々にご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された全ての方々にお見舞いを

申し上げます。双葉町では1月4日、5日の両日、石川県、富山県をはじめとする震度5弱以上を観測した自治体に避難されている町民の方に電話連絡を行い、全員のご無事を確認したところです。また、石川県、富山県及び被災された自治体に対して災害見舞金をお送りいたしました。

―双葉町総合美術展・

双葉町民作品展覧会―

1月5日から7日までの3日間、双葉町産業交流センターにおいて、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催による「第34回双葉町総合美術展」並びに「第8回双葉町民作品展覧会」が開催されました。町内での開催は震災後初となりましたが、例年以上に多くの来場者が訪れました。町民の皆さんをはじめ、町立小中学校の



児童生徒、ふたば幼稚園児、また、文化交流として友好町である京丹波町からも出展いただき、来場された皆さんは200点を超える素晴らしい作品を観覧されました。

―双葉町はたちを祝う会・

賀詞交換会―



1月6日、双葉町役場において、「令和6年双葉町はたちを祝う会」を開催し、二十歳を迎えられた皆さんをお祝いいたしました。当日は、二十歳を迎えられた53名のうち9名が出席されました。式典では、町からの記念品に加え、郡山女子大学短期大学部から、小学校で使用していた鼓笛隊の衣装等をリメイクしたコースターなども贈呈されました。また、はたちを祝う会実行委員長が



ら、二十歳を迎えての決意や双葉町の復興への想いが述べられ、大変心強く感じました。また、同日午後には、双葉町役場において双葉町賀詞交換会を開催し、多数のご来賓の方々にご出席いただき、双葉町の復興・再生を誓い合ったところです。

― 双葉町ダルマ市 ―

1月6日、7日の両日、JR双葉駅前において、双葉町ダルマ市実行委員会主催による「双葉町ダルマ市」が開催されました。両日ともに天候に恵まれ、恒例の奉納神楽やダルマみこし、巨大ダルマ引きが行われたほか、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催による「第33回双葉町芸能発表会」が行われました。7日は、13年ぶりに初發神社において渋川、三字、新山芸能保存会による「奉納神

楽大会」が開催されました。また、特設ステージでは前沢の女宝財踊保存会による「前沢の女宝財踊」や双葉町相馬流れ山踊り保存会による「相馬流れ山踊り」も披露されました。「第33回双葉町芸能発表会」には標葉せんだん太鼓保存会、JASマイル大正琴、コーラスふたば、双葉町民謡同好会の4団体が出演し、ダルマ市を盛り上げていただき、来場者からも多くの拍手が送られていました。延べ3,300名が来場され大盛況のうちに終了いたしました。

さらに、1月27日には、勿来酒井団地復興公営住宅において、夢ふたば人主催による「ふたばダルマ市 in なこそ」が開催され、町民のほか、地域住民の方々に賑わいを見せました。勿来地区でのダルマ市開催は今回が最後と伺っており、震災以降、絶やさずダルマ市を開催してきた「夢ふたば人」を始め、関係者の皆さまには深く感謝を申し上げます。

― 環境大臣町内視察 ―

2月18日、伊藤信太郎環境大臣がJR双葉駅西側の町営住宅や特定帰還居住区域などを視察されました。町としては、特定帰還居住区域のインフラ整備に必要な支援や第二期復興・創生期間以降の財政支援など十分かつきめ細やかな支援を強く要望しました。

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請期間が延長されました

東日本大震災に係る国の被災者生活再建支援制度の申請期間が、さらに1年間延長されました。被災者生活再建支援制度とは、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害（津波や地震）により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。

※上記支援金の詳細につきましては、「広報ふたば令和5年6月号」または町公式ホームページをご覧ください。
 ※新たな制度ではありませんので、既に申請されている方はお間違えのないようご注意ください。

● 申請期間 延長前 令和6年4月10日まで ➡ 延長後 令和7年4月10日まで

【問い合わせ先】 住民生活課（いわき支所） ☎ 0246-84-5200（代）

ふるさと帰還通行カード 原発避難無料措置期間延長 ― 令和7年3月31日まで ―

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について令和7年3月31日24時まで延長となりました。

なお、ふるさと帰還通行カードについては、現在お持ちの緑色のカードを継続してご利用ください。

【問い合わせ先】 NEXCO東日本お客さまセンター ナビダイヤル ☎ 0570-024-024

双葉町立小学校創立150周年(仮設校舎10周年)を祝う会

2月20日、いわき市の町立学校体育館において双葉町立小学校創立150周年を祝う会が開催されました。

明治6年に前田小学校(現在の双葉南小学校)と日新小学校(現在の双葉北小学校)が創立され、震災と原発事故により3年間の臨時休業を経ていわき市内で再開しました。いわき市の仮設校舎は平成26年8月に落成し、10周年を迎えます。

伊澤史朗町長は、環境が変わっても教育活動を続けてこられた歴代の校長先生をはじめ諸先生方、保護者や地域の皆さんに敬意を表すとともに、児童に対しても「未来に向かって羽ばたいてほしい」とお祝いの言葉を述べました。

祝う会では、学校の歩みを紹介する動画や、歴代の先生や卒業生、お笑い芸人のあかつさんによるお祝いメッセージが映像で流されたほか、児童を代表して6年生の柳瀬妃那さんが町立学校の思い出を発表しました。また、150周年記念品として校章が入ったクリアファイルと刺しゅう入りタオルが児童たちに贈呈され、全員で両校の校歌を斉唱しました。



記念品贈呈 志賀大珂さんが受け取りました。



浅野燃糸樹のタオルには校章が刺しゅうされました



※町立学校のブログでも紹介しています



▲町立小学校ブログQRコード

生徒海外派遣事業 結団式

2月20日、いわき市の町立学校体育館において令和5年度生徒海外派遣事業結団式が行われました。昨年1月に伊澤町長など関係者が町立学校のALTの出身地である英国のハル市、ビバリー町を訪問し、友好都市や生徒同士の交流に向けた事前調査を行い、今回の中学生の派遣が実現しました。

代表となる双葉中学校2年生の生徒5人は、3月15日から20日まで渡英し、現地の学校の生徒との交流や現地研修を行います。

結団式では伊澤町長が、「体験を通して海外の文化に触れ、生徒同士の交流を深めより強い絆を築いてほしい」とあいさつしました。

派遣団には、団長として館下明夫教育長ほか、伊澤町長、伊藤哲雄町議会議員、大久保敏己教育委員が同行し、ALTの出身地である両市町を表敬訪問、友好都市締結に向けた話し合いを進める予定です。



派遣団の引率としてALTの2人と双葉中学校の室井教諭も同行します。

※町立学校のブログでも紹介しています

町立中学校ブログQRコード ▶



災害対策本部演習

2月29日、双葉町役場において双葉町災害対策本部演習を実施しました。伊澤町長と職員等約40人が参加し、町内で震度6強の地震が発生し、大津波警報が発令されたことを想定し、初動対応や災害対策本部の立ち上げ、避難所の運営や他機関との連携などを、町の地域防災計画や職員災害対応マニュアル（暫定版）に沿って確認しました。

役場が町内に帰還して初めての演習であり、今後、防災対応能力の向上と実効性のある災害対応マニュアルの策定に生かしていきます。



災害対策本部会議



各班での対応

長塚一行政区総会・交流会のお知らせ

長塚一行政区総会は、昨年の総会で規約の会計年度を4月～翌年3月に改正し、総会の開催時期を5月に変更しました。

昨年はコロナ禍以来、初めての開催で参加者が14人でしたが、今年は以下のとおり実施しますので、多くの皆さまの参加をお待ちしております。

- | | |
|--|--|
| <p>日 時：5月26日(日)、27日(月) 1泊2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総 会 … 午後3時(受付は14時半から) ・懇親会 … 午後6時～ <p>場 所：小名浜オーシャンホテル (いわき市泉町下川大畑17)</p> | <p>会 費：1人 10,000円(宿泊費を含む)</p> <p>申込締切：5月19日(日)</p> <p>その他：町からの現況説明会も考えています。 参加する役員は準備のため14時までに集合してください。</p> |
|--|--|

【申し込み・問い合わせ先】 渡辺 雄二 ☎090-2970-7693 樋渡 久仁雄 ☎090-8315-6770

長塚二行政区からののお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大により、地区総会・交流会を令和元年度に開催して以来開催できませんでしたが、今年度は役員会の協議の結果、以下のとおり開催しますのでお問い合わせのうえ、ご参加ください。

- | | |
|--|---|
| <p>日 時：6月9日(日)、10日(月) 1泊2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総 会 … 午後3時～ ・交流会 … 午後6時～ <p>場 所：いわき塩屋崎温泉「ホテル塩屋崎」 (いわき市平豊間兎渡路164) ☎0246-55-5656</p> <p>会 費：1人 5,000円(宿泊費を含む) 交流会のみ参加の方 3,000円</p> | <p>申込締切：4月30日(火)</p> <p>※町から町の復興状況等についての説明を予定しています。 ※5年ぶりの開催ですので、多くの方の参加をお待ちしております。若い人の参加を歓迎いたします。</p> |
|--|---|

【申し込み・問い合わせ先】

- | | | |
|-----|--------|----------------|
| 区 長 | 武藤 康広 | ☎090-8256-5058 |
| 副区長 | 作田 伊久雄 | ☎090-4557-3763 |
| 庶 務 | 武内 裕美 | ☎090-3980-2504 |

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和6年7月7日をもって満了となるため、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、新しく委員となる方の推薦または応募による募集を行います。

| 区 分 | 農業委員 【町長が任命】 | 農地利用最適化推進委員 【農業委員会が委嘱】 |
|----------|---|---|
| 募集人数 | 8人 | 5人 (担当区域：羽鳥区域、両竹・浜野区域、新山・三字区域、長塚区域、中田区域 各1人) |
| 任 期 | 令和6年7月8日から3年間 | |
| 報 酬 | 年額189,000円 ※活動実績等により能率給が加算されて支払われます。 | |
| 職務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 委員会に出席し、農地の権利移転や転用など農地法に基づく許可等について審議し、決定します。 農地等の利用の最適化を推進するための業務（農地の集積・集約化、遊休農地発生防止・解消、新規参入の促進等）を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> 担当区域において、農地等の利用の最適化を推進するための現場活動を行います。 委員会に出席し、農地利用の最適化推進に関する意見を述べます。 |
| 募集期間 | 4月3日（水）～4月30日（火） | |
| 推薦及び応募方法 | <ul style="list-style-type: none"> 規定の様式（推薦書または応募申込書）を双葉町農業委員会事務局に郵送または持参してください。 募集要項・様式は、双葉町役場の他、双葉町いわき支所、双葉町埼玉支所、双葉町郡山支所に備え付けてあります。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。 | |

【問い合わせ先】 双葉町農業委員会事務局（農業振興課内） ☎0240-33-0128

令和6年春の全国交通安全運動の実施について

運動期間 4月6日（土）から4月15日（月）までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日は4月10日（水）です。

運動のスローガン 挙げる手を やさしく見守る 横断歩道

年間スローガン わたります 止まるやさしさ ありがとう



運動の重点

- (1) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2) 全歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守

9人のふたばライターを認定しました!

令和5年10月から11月の間、ふたばライター入門講座を開催し、講師の(一社)トナリノの清水健太さんから文章の書き方や写真の撮り方などについて学び、全4回の受講者9人をふたばライターとして認定しました。



いわき市



加須市



福島市



双葉町

ふたばライターの皆さんには、今後とも町内のイベントの様子や、避難先自治会の活動の様子を、講座で学んだ知識を生かしながらふたばアプリのコミュニティ広場へ投稿するなど、町の情報発信に協力していただくようお願いしました。

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎ 0240-33-0125

双葉町企業誘致条例に基づく「操業奨励金」についてのお知らせ

操業奨励金

双葉町内に事業所又は工場(以下「事業所等」という。)の新設または再開を行った方が対象となる奨励金です。

- **対象** 事業所、工場、試験研究施設、研修施設など
- **要件** (1) 投下固定資本総額 500万円以上
(2) 双葉町内での従業員(常時使用する者に限る。以下同じ。)が2人以上
- **奨励金の金額** 新設または再開に係る事業所等延床面積に1,000円を乗じて得た金額とする。
- **申請書類**
 - ・ 操業奨励金(基礎奨励金・特別奨励金)交付申請書
 - ア 土地登記簿謄本、土地売買契約書の写し又は土地賃貸借契約書の写し
 - イ 法人登記に係る履歴事項全部証明書(個人事業者にあつては住民票抄本)
 - ウ 定款又は寄附行為の写し(法人事業者に限る。)
 - エ 会社概要書等事業の概要を示す書類
 - オ 事業所等の床面積を示す平面図
 - カ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定に基づく検査済証の写し
 - キ 従業員の人数を証する書類

【問い合わせ先】 復興推進課 ☎ 0240-33-0127 E-mail / fukko@town.futaba.fukushima.jp

◆ 国民年金保険料「学生納付特例制度」について ◆

～ 4月より新年度の申請受付が始まります～

学生納付特例制度は、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請の受け付けは、双葉町役場（各支所でも受け付けできます）または最寄りの年金事務所となります。

令和6年度保険料 月額 16,980円です。

【対象になる方】

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※）に在学する学生の方です。
 ※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程（私立の各種学校については都道府県知事の許可を受けた学校に限られます）
 なお、一部の海外大学の日本分校、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

【所得の目安】

学生本人の前年所得が128万円以下。（ただし、学生に扶養家族がいる場合は、基準額が変わります）

【追納制度（後払い）について】

学生納付特例制度が承認になった期間は、将来受け取る年金の受給資格期間は確保されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。



そこで社会人になったら

学生納付特例制度を受けた月以降の10年以内であれば保険料を追納できます。
 追納することで将来の年金額を増やすことができます。
 ただし、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

※学生でも上記制度に該当しない方、学生の方以外で国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料が免除・猶予される制度もありますのでご相談ください。



【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎ 0240-33-0131

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ

中間貯蔵施設について

◇ 中間貯蔵施設見学会について

- ▶ 中間貯蔵工事情報センターでは、工事の進捗を紹介するため、中間貯蔵施設をバスで巡る見学会を開催しています。今月は、19日（金）、20日（土）を予定しています。
 見学のお申し込み・お問い合わせは、中間貯蔵工事情報センター（☎ 0240-25-8377）までお願いします。（URL）http://www.jesconet.co.jp/interim_infocenter/index.html



◇ 輸送について

- ▶ 双葉町内中間貯蔵施設の受入・分別施設等への輸送の状況は下記のとおりです。
 ・令和5年度は、24,582 m³搬入しています。（平成27年からの累計は3,923,266 m³） ※2月29日現在

◇ 放射線モニタリングについて

- ▶ 空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による周辺への影響は見られないことが確認されています。今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。
- ▶ 中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果については、以下のJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）のHPで公表しております。（URL）<http://www.jesconet.co.jp/interim/operation/monitoring.html>



【問い合わせ先】 福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎ 024-563-1293

～教育長メッセージ～

夢と希望のある「学び」へ

令和6年度がスタートしました。初めに、新しい年を迎えた元日の夕方に、石川県能登地方で地震が発生し、石川県を中心に甚大な被害が生じました。犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げるとともに、3カ月が経った今でも避難生活を余儀なくされている方々に謹んでお見舞いを申し上げます。一日でも早い復旧と復興を願っております。

さて、令和6年第1回議会定例会において町長施政方針でも示されましたが、本年度は双葉町にとって、未来につながる町づくりを展開し「新たな双葉町の時代」を切り拓いていく年となります。

現在、町内では約100人の町民の皆さんが生活されていますが、やはり居住人口の増加が復興の基本となります。町民の皆さんの帰還環境の整備や双葉町に移住される方への支援の強化を図ることが重要な施策と考えます。そして、令和5年度に設置した「学校設置検討委員会」で検討してきた新しい学校の教育基本構想により、教育施設整備の基本計画を策定してまいります。町の復興と学校再開は、相乗効果があり、人口の増加はもちろん、関係人口や交流人口および関連施設の整備等で大きく復興が後押しされると思います。魅力あふれる双葉町ならではの学校、教育施設を検討してまいります。

いわき市錦町で再開している町立学校も11年目を迎えました。現在、新入生はもちろん、進級した在校生を迎えるため、8日に挙げる小・中学校の合同入学式と始業式の準備を進めているところです。本年度は新型コロナウイルス感染症も昨年5月に感染症法上5類に移行され行動制限が緩和されるなど、コロナ禍前の日常に戻りつつありますが、まだ完全に収束したわけではなく、インフルエンザの感染者とともに増加傾向にありますので、学校現場でも、参加人数をまだ制限しながらの式典を開催する予定であります。県内外の多くの双葉町の幼児、児童・生徒の皆さんも、それぞれの就学先で夢と希望に胸を膨らませ、学校生活を楽しみにしていることと思います。保護者の皆さまからも温かい励ましの言葉をお願いいたします。

また、町立学校の教職員組織も新体制になりましたので、5月号にてご報告いたします。そして、生涯学習に係る各自治会や婦人学級におきましても、令和6年度の組織並びに年間計画の策定をよろしくお願いいたします。生涯学習・社会教育・学校教育に携わる人々が一体となって連携協力し、幼児期から義務教育、義務教育から生涯学習へと学びが連続的につながり充実するよう『つながる学び』をそれぞれの場面でサポートしてまいりたいと思いますので、今後とも、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

3月15日から20日まで、令和5年度生徒海外派遣事業英国訪問を5人の代表生徒（中学2年生）とともに実施してまいりました。町立学校のALTであるアンソニーとフィリップの出身地であるハル市長、ビバリー町長との面会や、ブルーバードアカデミースクールの生徒たちと交流をすることができました。5月号において詳細な成果を報告したいと思います。



双葉町教育委員会教育長 館下 明夫

第5回学校設置検討委員会

3月1日、双葉町役場において第5回双葉町学校設置検討委員会（大塚類委員長）が開催されました。

委員会では、アンケート結果や委員の皆さんから出された意見をまとめ、町内に整備する教育施設の基本構想案として、旧双葉中学校敷地内に認定こども園や義務教育学校等を整備し、幅広い年代の成長を支えるとともに、グローバルな教育への取り組みを行うこと等を盛り込み、取りまとめました。町長と教育委員で構成される町総合教育会議を経て正式に決定されます。



～ 双葉中学校 第74回卒業証書授与式 ～

3月13日、町立学校体育館において、双葉中学校卒業証書授与式が挙行されました。

新たな門出を迎えた1人の卒業生は、担任の先生の呼名にしっかりと返事をし、在校生や来賓、保護者の方が見守る中、新田勇雄校長から卒業証書を授与されました。

新田校長は「素直であることと謙虚であることを大切にあらゆることを学び、成長して力強く新しいステージへ進んでいってください」と式辞を述べました。

続いて、館下明夫教育長が教育委員会告示を、伊澤史朗町長、伊藤哲雄町議会議長が祝辞を述べました。

在校生を代表し、2年生の富澤楓子さんが「先輩は常に私たちを導いてくれ心強く頼もしい存在でした。これからは私たちが受け継ぎ、さらに良い方向へ発展できるよう日々努力します」と送辞を述べ、卒業生の草野稜介さんが、先生方やご家族への感謝を述べるとともに「温かい励ましの言葉と今日という日の感動を胸に刻み、自分の道をしっかりと歩んでいきます」と答辞を述べました。

式典の最後には、全員で校歌を斉唱し、出席した皆さんから卒業を祝い盛大な拍手が送られました。

卒業生は、先生方や在校生の皆さんに拍手で見送られながら、思い出の学び舎をあとにしました。



乳幼児健康診査のお知らせ

現在、多くの町民の方が福島第一原子力発電所事故による避難中のため、町による乳幼児健康診査を行っていません。乳幼児健康診査を受診するにあたり、避難先自治体等の実施方法に沿って受診していただくようになりますので、詳しくはお住まいの自治体の母子保健担当部署にお問い合わせください。

また、乳幼児健康診査をスムーズに受診するため、避難先の住所に変更があった場合は、健康福祉課へご連絡をお願いします。

※いわき市に避難されている方へ

対象となる方には、双葉町から健診の前月に個人通知でご案内します。また、お問い合わせにつきましては、いわき支所にご連絡ください。



【問い合わせ先】健康福祉課 健康づくり係 ☎ 0240-33-0131 いわき支所 ☎ 0246-84-5200



ふたば幼稚園だより

ふたば幼稚園での園児たちの日常の様子をお知らせします。



「小学校について教えてもらおう！」
年長児の3人が小学校へ出かけ、小学校ではどんなことをするのか、1年生から話を聞きました。勉強や給食、掃除など写真を見て、小学校生活に期待を膨らませているようでした。「自分の名前を書いてみよう」と、用意された紙を渡され、真剣なまなざしで取り組む姿に成長を感じました。最後にランドセルを借りて、教科書を入れ背負ってみて1年生の気分を味わいました。

1年生との交流



ありがとう集会

3月4日、ありがとう集会が行われ、在校生が卒業生と卒園児に「ありがとうの気持ち」を伝えました。毎年心が温くなる集会で、今年もお互いを思いやる気持ちが伝わる素敵な会でした。園児たちは紙粘土で「起き上がり小法師」を作り、小学6年生と中学3年生にプレゼントしました。作っている最中にも「喜んでくれるかな」「早く渡したいな」とワクワクしながら作っていました。



【問い合わせ先】 ふたば幼稚園 ☎ 0246-88-8084 **子育てサロン実施中です！**



厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」



福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

【求職者向け】職場体験実習 参加者大募集！

応募する前にまずは体験したい方！仕事のプランクがあって就職活動に不安がある方！未経験の職種にチャレンジしてみたい方！実際の職場で就業体験できるチャンスです！

仕事の内容を知ると、働くイメージがわかります！是非お気軽にお問合せください。



※お申し込み随時受付中！

- 体験期間 … 1～3日
- 体験先 … 職場体験実習登録事業所
- 参加方法 … ホームページから申込、詳細はホームページをご覧ください。

就職相談

「就活って何から始めればいいのかわからない」「自分に合う求人を見つけられない」「働きながら転職活動ができるか不安」「定年後も元気なうちは働きたい」
こんなあなたの就職・転職の悩みを一緒に解決していきましょう！まずはご相談ください。



利用無料・若者からシニアまでOK

【電話】フリーダイヤル 0120-810-650 受付時間：平日9時～12時、13時～16時30分

【メール】ホームページ（<https://fkkoyou.net/>）の専用フォームから24時間受付中

【窓口・オンライン】※予約制（フリーダイヤルまたは専用フォームからお問合せください）

【問い合わせ先】 ホームページ で検索

福島広域雇用促進支援協議会 福島統括窓口（福島市中町4番20号 みんなのビル202号）

☎ 024-524-2121 FAX 024-524-2125



令和6年度 予防接種のご案内



● 新型コロナワクチン予防接種

新型コロナワクチンの特例臨時接種（無料）は令和6年3月末で終了し、令和6年度からは任意接種（有料）となります。高齢者の定期接種として秋ごろ開始の予定ですが、詳細は決まり次第、町公式ホームページ等でお知らせいたします。

● 子どもの予防接種（定期・任意）

令和6年4月から、4種混合ワクチンにヒブワクチンを加えた5種混合ワクチンが開始されました。また、小児用肺炎球菌ワクチンはこれまでの13価から15価に変更になっています。詳細はかかりつけの小児科に確認をお願いします。



定期接種の対象年齢が過ぎてしまうと無料になりません。適切な時期に受けるようにしてください。

| | 対象疾病 | | 月齢 | | | | | | | | | | | | 定期接種期間 | | | | | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|----------------------------|------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|---|---------------|----|----|--------|----|----|----|----|----|----|-----|---|--|--|-----------------|----------------------------|
| | | | 2か月 | 3か月 | 4か月 | 5か月 | 6か月 | 7か月 | 8か月 | 9か月 | ～ | 1歳 | 2歳 | 3歳 | | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 11歳 | | | | | |
| 定期 | B型肝炎 | | ① | ② | | | | ③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ロタウイルス感染症 | 1価 | ① | ② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 生後6週～24週 |
| | | 5価 | ① | ② | ③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 生後6週～32週 |
| | 小児用肺炎球菌 | 15価又は13価 | ① | ② | ③ | | | | | | | ④ (12～15月) | | | | | | | | | | | | | | | 生後2月～60月 |
| | ヒブ感染症 | | ① | ② | ③ | | | | | | | ④ | | | | | | | | | | | | | | | 生後2月～60月 |
| | ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ | 第1期 (4種) 第2期(2種) | 5種混合 | ① | ② | ③ | | | | | | ④ | | | | | | | | | | | | | | | 生後2月～90月 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ① | |
| | 結核 (BCG) | | | | | ① (5月～8月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1歳になるまで |
| | 麻しん風しん混合 (MR) | | | | | | | | | | | ① | | | | ② | | | | | | | | | | | ① 1歳 ② 5歳～年長児 |
| | 水痘 (みずぼうそう) | | | | | | | | | | | ① | ② | | | | | | | | | | | | | | ① 12月～15月 ② ①の後6月～12月まで |
| 日本脳炎 | 1期 | | | | | | | | | | | | | ① | ③ | | | | | | | | | | | | |
| | 2期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ④ | | | ④ 9歳～13歳未満 | |
| 任意 | おたふくかぜ | | | | | | | | | | | | | ① | | | ※ | | | | | | | | | | |
| | 小児インフルエンザ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ※10月～11月ごろがおすすめ | |

定期接種の対象期間
 任意接種の対象期間
 ※おたふくかぜの回数については医師とご相談ください。

Q. 小児用肺炎球菌ワクチンが15価に変更されたのはどうしてですか？

A. 13血清型に加えて新たに2つの血清型が追加されて、より効果の高いものになっています。安全性や費用対効果の観点からも評価されたためです。13価で接種を開始していた場合は、残りの回数を15価に切り替えることができます。

Q. 5種混合を受けたいときはどうすればよいですか？

A. これまで4種混合とヒブワクチンを同じ回数接種を済ませたお子さんは、原則5種混合ワクチンを接種することになります。それぞれの接種回数が異なる場合は、引き続き別に接種をすすめてください。接種前にかかりつけ医とよく相談しましょう。

◆ 子どもの任意予防接種の接種費用の助成

| | 対象者 | 助成内容 | 回数と金額 |
|-------------|--------------|---------------------|-------|
| 小児インフルエンザ | 生後6か月～12歳 | 償還払い2,000円／1回を上限に助成 | 2回／年 |
| | 13歳～中学3年生 | | 1回／年 |
| おたふくかぜ (通年) | 満1歳以上～小学校就学前 | 償還払い4,000円／1回を上限に助成 | 1回のみ |

●女性の予防接種

子宮頸がんは、年頃の女性1万人に1人が命を落とすがんです。HPV感染を予防することで子宮頸がんになる確率を下げるすることができます。キャッチアップ接種対象の方は、公費による無料接種は令和6年度で終了となるため夏までに1回目の接種を済ませるようにしましょう。

| ワクチン | | 内容 |
|-------------------------|----|---|
| HPV (ヒトパピローマウイルス感染症) | 2価 | ●定期予防接種(小学6年生～高校1年生の女子) 9価ワクチンのみ、15歳までに1回目を接種すれば2回接種、それ以外は3回接種 |
| | 4価 | ●キャッチアップ接種(平成9年度生まれ～平成19年度生まれの女性) 3回接種 |
| | 9価 | 3回接種 |

ワクチンを16歳までに接種した人は、ワクチンを接種しない人よりも、**子宮頸がんの発症リスクを88%減少**できるというデータがあります。
※17歳以上でも53%の減少

●成人の予防接種 ◆風しんの助成事業と追加的対策

町では妊婦の方が風しんに感染するリスクを減らすために予防接種の助成制度があります。

また、風しんの追加的対策事業は令和6年度で終了です。対象の方でまだ検査を受けていない方には再度クーポン券を発送予定ですので、この機会に検査を受けてください。

| | 対象者 | 助成内容 | 回数 |
|-------|--|-----------------------------|-------------|
| 助成事業 | ①妊娠を希望する女性(妊娠中の者は除く) ②妊娠を希望する女性の配偶者やパートナー | 償還払い (抗体検査料・接種料全額) | 1人につき 1回 |
| 追加的対策 | ①昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、過去に風しんの抗体検査を受けたことがない方 ②抗体検査の結果、陰性だった方 | 対象者には個別に抗体検査券及びクーポン券を送付(無料) | 1回のみ |

●高齢者の定期予防接種

令和6年度から高齢者肺炎球菌ワクチンの接種対象者が変わります。対象者には個別にご案内を送付する予定です。接種の機会を逃した70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方への特例措置については令和6年3月末で終了となりました。

| | 対象者 | 申請回数 |
|-------------------|---|------|
| インフルエンザ (10月～) | ・接種日当日に65歳以上 ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい有する方(身体障がい者手帳1級程度) | 1回/年 |
| 高齢者肺炎球菌 (通年) | ・接種日時時点で65歳の方(66歳誕生日の前日まで) ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい有する方(身体障がい者手帳1級程度) | 1回のみ |

●手続きのご案内

○福島県内にお住まいの方

事前にお渡ししている予診票を使用し、県内の医療機関で接種してください。

○福島県外にお住まいの方

原発避難者特例法により、避難先で接種を受けることができますので、避難先自治体の担当部署へお問い合わせください。
町からの依頼書が必要な場合はご連絡ください。

双葉町社会福祉協議会

～ 4月 健康運動教室・サロンのお知らせ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記問い合わせ先へご連絡ください。

● 健康運動教室

| 会 場 | 開催日 | 時 間 | 問い合わせ・申込先 |
|---|---------------------------|-------------|--------------------------|
| 南東北総合卸センター 2階第6会議室 (郡山市喜久田町卸1丁目1-1) | ①毎週水曜日 ②毎週木曜日 のどちらか | 13:30～15:00 | 郡山事務所 ☎024-973-5291 |
| 福島市老人福祉センター 1階多目的室 (福島市仁井田字八ツ割川原3) | 4月9日(火) | | |
| 双葉町役場南相馬連絡所 2階会議室 (南相馬市原町区青葉町2-62-2) | 毎週水曜日 | | 南相馬出張所 ☎080-5730-1166 |

● 社協サロン

| 会 場 | 開催日 | 時 間 | 問い合わせ・申込先 |
|------------------------------------|----------|-------------|--------------------------------|
| 双葉町産業交流センター大会議室 (双葉町大字中野字高田1-1) | 4月16日(火) | 10:30～12:00 | 双葉町地域包括支援センター ☎0246-84-6729 |
| 郡山市喜久田公民館 (郡山市喜久田町堀之内字下河原1) | 4月22日(月) | 10:00～11:30 | 郡山事務所 ☎024-973-5291 |

健康体操教室のお知らせ

「血圧やコレステロールが気になる」「最近疲れやすい」「医者に運動するようにと言われている…」「無理すると膝や腰が痛む」など心当たりのあるあなた！一緒に健康体操を始めませんか。



- **日程** 原則毎月第3金曜日
- **時間** 午前10:00～11:30(9:30～健康相談)
- **場所** ふたばーく
(いわき市東田町二丁目18-5 丸忠ビル1階)
- **定員** 15人 ● **申し込み** 要
- **講師** 理学療法士(スポーツ&メディカルフィットネス「リ・バース」所属)
- **費用** 無料

| 日 程 | ★は第3金曜以外 |
|------|----------|
| 令和6年 | 4月19日 |
| | 5月17日 |
| | 6月21日 |
| | 7月19日 |
| | 8月9日★ |
| | 9月27日★ |
| | 10月18日 |
| | 11月15日 |
| 令和7年 | 12月20日 |
| | 1月17日 |
| | 2月21日 |
| | 3月14日★ |

双葉町の健康体操のおすすめポイント！

- ① 座ったままで、全身のリンパや血流を改善します。
- ② 腰痛や膝痛の改善、尿失禁の予防に効果があります。
- ③ あたまの体操も取り入れていて、認知症予防もできます。
- ④ 必ず1回以上、笑顔になります。



【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎0246-84-5200 (いわき支所)

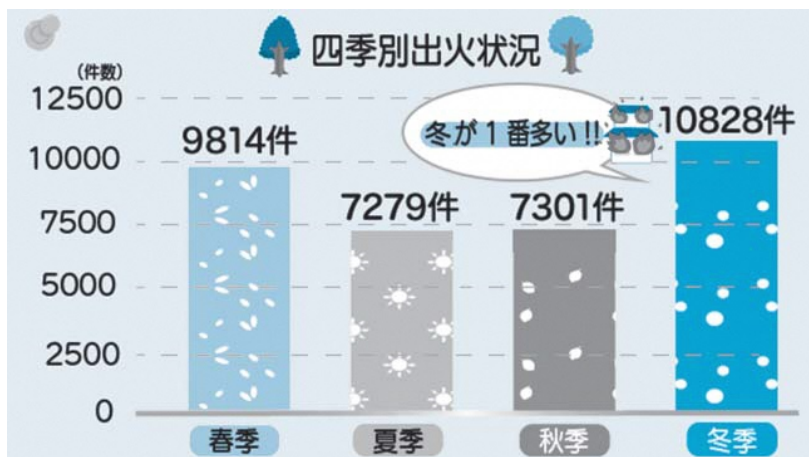
消防署からのお知らせ

春は火災に気を付けましょう!!

火災といえば空気の乾燥する冬季に多く発生するイメージがあります。しかし、冬季と同じくらいに春季も火災が多く発生していることをご存知でしょうか？

火災の発生には湿度だけでなく風の強弱も関係しています。春は大陸から乾いた空気が入り、さらに気温の上昇によって湿度が低下します。そのうえ強い南風が吹くため、全国的に火災が起きやすい状態になるのです。

春も多いよ!!



防火の4つのポイントを確認しましょう。

コンロ

- 調理中はその場を離れない。
- 離れるときは火を消す。
- 周囲に燃えやすいものを置かない。



たばこ

- 吸い殻を灰皿にためない。
- 寝たばこは絶対にしない。
- 火のついたたばこを置いたままにしない。



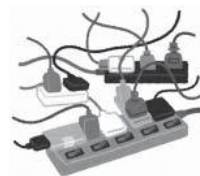
ストーブ

- 周囲に燃えやすいものを置かない。
- 外出時や就寝時は必ず消す。
- ストーブの近くで洗濯物を干かさない。



コード

- タコ足配線はしない。
- 使わないプラグは抜いておく。
- 束ねたまま使用しない。



火事と救急は119番 <消防署連絡先> ・浪江消防署 ☎0240-34-4111

・葛尾出張所 ☎0240-29-2119

「福島県防災アプリ」が完成しました！

福島県では、県民の皆さまが災害に備え、災害情報や防災情報を入手し、迅速な避難行動に繋がるよう、「福島県防災アプリ」を制作しました！

各種防災情報のお知らせ、防災マップの閲覧、避難所の検索、安否登録・確認、避難計画（マイ避難シート）の作成などの様々な機能があります！

「福島県防災アプリ」をダウンロードして、日頃から災害に備えましょう！

ダウンロード方法

Webで「福島県防災アプリ」と検索してください。



【問い合わせ先】 福島県危機管理課 ☎024-521-8651

***** 能登半島地震義援金 *****

3月1日、山田婦人学級の皆さまより、令和6年能登半島地震に対する義援金をご寄付いただきました。学級生を代表して大久保洋美さんがいわき支所を訪れました。

3月5日には、双葉町行政区長会の皆さまより、能登半島地震に対する義援金をご寄付いただきました。会長の木幡敏郎さんと副会長の箭内充さんが代表して双葉町役場を訪れ、伊澤町長に手渡しました。義援金は、日本赤十字社を通じて被災地の支援に役立てていただきます。



双葉町行政区長会様

役場窓口の募金箱は12月上旬まで延長して設置いたします。引き続き、皆さまからの温かいご支援をお願いいたします。

設置場所 双葉町役場 1階健康福祉課、2階秘書広報課
双葉町郡山、埼玉、いわき支所

人のうごき2月分 敬称略

お悔み申し上げます

| 氏名 | 年齢 | 死亡日 | 行政区 |
|-------|----|-------|-----|
| 新川美津子 | 84 | 2月7日 | 中田 |
| 佐々木綱七 | 86 | 2月8日 | 山田 |
| 大貫光子 | 95 | 2月11日 | 長塚一 |
| 熊谷アキノ | 95 | 1月27日 | 長塚二 |
| 中里隆年 | 92 | 2月15日 | 山田 |
| 佐藤皓 | 88 | 2月19日 | 郡山 |

連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。

なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。

秘書広報課 ☎0240-33-0125

双葉町民の避難状況 (令和6年3月1日現在)

- ・福島県内に避難されている方 3,834人
- ・福島県外に避難されている方 2,693人

※平成23年3月11日時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

双葉の風だより 全国に避難されている皆さんから寄せられたお便りの一部をご紹介します

【文芸】

俳句・拾い手の
いないお部屋に
豆をまく

俳句・年女
八度巡りも
夢続く

短歌・せりなづな
七草芽出し
畑の土手

短歌・農機揃いて
農夫の姿

短歌・年女
一年無事を
祈りつつ

辰の運転
発車オーライ

短歌・連山の
冠雪消えて
春来たる

桜並木は
淡い彩もつ

今泉 禮子(長塚二)

広報紙の発送について

「広報ふたば」「ふたばのわ」は、1居所につき1部送付しています。ご家族が別々の場所に引っ越された場合や、同居することになった場合など、広報紙の発送に関することは下記までご連絡ください。

なお、「広報ふたば」「ふたばのわ」の発送先となっている方がお亡くなりになられた場合については、1カ月程度後に発送を中止いたしますが、ご家族の方に発送先を変更することも可能です。下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0240-33-0125

避難先を移動された方へ

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。

※移動先の届出がないと、町からの広報紙、各種通知などの郵便物が届かなくなりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

戸籍税務課 ☎0240-33-0132

記録として次の世代へ
ふるさと

絆 通信

第118号



ずっと、ふるさと。双葉町。



双葉町を忘れない

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故により、私たち双葉町民はふるさと双葉町を離れ、今もなお全国に分かれて避難生活を送っています。

先のない不安な生活の中で、町民の皆さんが毎日をどのような思いで過ごし、ふるさと双葉町への思いを抱き続けているのかを、皆さんの声をお聴きしながら「ふるさと絆通信」として連載していきます。

そして「ふるさと絆通信」を通して、皆さんの双葉町への思いと心の絆がより一層深まることを期待いたします。



「ふるさと絆通信」で

あなたの想いを伝えてみませんか。

ふるさと絆通信では、避難されている皆さんへ想いを伝えていただける方を募集しています。

避難生活での活動や日々の生活の中で感じていること、ふるさと双葉町への想いをこのコーナーでお話ください。双葉町民の方ならどなたでも結構ですので、ご連絡をお待ちしています。

株式会社鹿島印刷所（南相馬市）の記者が町民の皆さんの避難先を訪問し、インタビュ取材をさせていただきます。

掲載する文章は、その内容をもとに記者が作成しますので、インタビューをお受けいただいた方が文章を作成する必要はありません。

【問い合わせ先】 秘書広報課
☎ 0240-33-0125



あまの りか
天野 莉佳 さん
 (下条)



●居住先●
 千葉県成田市

やっと希望の部活に入部できたが

母と姉がバドミントンに親しみ、私もその楽しさに触れたこともあり、中学生になつてから取り組みたいと思っていました。が、就学先に同部はなく、音楽も好きだったため合唱部に入りました。磐城桜ヶ丘高校への進学後、ようやく部活動でスタートすることはできましたが、新入部員で文化系出身者は私だけで、初めのうち、練習についていく体力が足りず大変な思いをしました。しかし、好きで始めたからにはやり切るといふ姿勢で突破しました。

避難所で目にしたことから

避難により町を離れたのは小学1年で、震災や原発事故について理解できるような年齢ではありませんでしたが、初めて身を寄せた川俣町の避難所で、体の不自由なお年寄りにサポートやケアを行うスタッフの姿が印象に残りました。後に、理学療法士が行っていたリハビリテーションと知り、将来そうした仕事に携わりたいと思うようになりました。

広く学べることへの期待

高校3年に入り理学療法士を目指すための具体的な進路を模索する中、受験先を2校に絞り説明会に参加したところ、うち1校はスポーツへの特化を前面に打ち出し、もう1校は、分野内を幅広く学べるような雰囲気がありました。

私の場合、初めから特定の方向性にこだわらず、基礎から学ぶ中で、志の元となつた高齢者へのリハビリを含め、自分らしさを生かしながら何らかの専門分野を習得したいと考えていたため、志望先の後者を受験し、無事に合格することができました。

想像より険しい道のり

専攻分野の性質上、実習・研修など学外での活動や人との密な接触が多いため、コロナ禍での入学に不安はありましたが、授業が始まると、行動への制約を気にするより、想像以上に多くの勉強量をこなすことに奮闘する日々となりました。中でも、実技の習得において、先生や学生に対して手技を行うのと、臨床実習で実際の患者さんを手にするのでは、理論や教科書の通りにはいかないため、戸惑うことも多々あります。また、昨年度は必修となつている海外研修でタイを訪問し、国によるリハビリ環境や考え方の違いなどを学んだり、臨床経験を重ねるなど、目標に向かっての歩みを続けています。

故郷で働きたい

今月で3年生となり大学生生活の後半に入りましたが、卒業後は故郷に戻り、仕事を通して住民を健康面からサポートする復興の一助になればと思っています。そのためにも勉強だけでなく数多くの社会経験を積み、日々の研鑽を続けたいと思います。

はしもと
橋本
あおい
葵さん

(下条)



●居住先●
埼玉県朝霞市



「何もわからな〜」と戸惑い

大地震については鮮明に覚えているものの、震災当時小学1年だった私には、原発事故について具体的な記憶や理解はなく、何もわからないまま自宅や町を離れ、数年間、加須市で過ごしました。

知らない土地での日々は不安でしかなく、学校に行くことすら難しくなってしまうこともありました。今思えば、そうした状況でも家族が大きく離散しなかったことや、同市には多数の双葉町民が暮らしていたことなど、身近な人々や故郷の存在を感じられたことが、心の支えになっていました。

「自分を変える」一歩を踏み出す

小学5年への進級にあわせ、日立市に転居しました。年齢を重ねるうち原発事故や自分たちが置かれている状況について少しずつ理解できるようになりましたが、なかなか、それを踏まえて前向きにという気持ちにはなれませんでした。

一方、幼い頃から体を動かすことは好きで、特に走ることが得意なため、中学や高校では、部活動で陸上競技などに取り組み、先生や仲間たちとの信頼関係を深めることや、目標を持つて一歩踏み出すという自信に繋がっていきました。また、中学3年のとき、双葉町チームの一員としてふくしま駅伝に参加しました。開催直前まで完走できるかどうか戸惑いはありましたが、第

11区3.9キロを走り、皆さんの希望が込められたタスキを繋がせていただきました。

前向きな姿勢で学ぶこと

震災後、町が主催する子どもたちの交流事業「集まれ！ふたばっ子」や生徒海外派遣事業への参加、家族旅行などを通して、地域の姿や観光に携わる仕事などに興味を持つようになり、立教大学観光学部交流文化学科に進学しました。また、学業の傍ら、体育会陸上競技部に所属し、これまでの経験を生かしマネージャーとして選手のサポートにあたっています。

大学では幅広い視野で学べるメニューが用意されています。通常の授業では、学内の教員だけでなく、旅行や宿泊業など観光関連企業の経営者などから「環境変化を捉えた地域経営」という視点を養える機会や、海外留学や視察研修などもあります。新型コロナウイルスの流行で希望するプログラムに参加できないこともありましたが、逆に、制約条件下でも前向きに行動するよう心がけるよう気持ちを切り替えました。

故郷で迎える「二十歳の節目」

ダルマ市の賑わいの中で行われたはたちを祝う会は、懐かしい再会の場となりました。互いに小学1年だった同級生は、すっかり大人の姿になり名札を見なければ誰かわからない方もいましたが、改めて、故郷の存在や絆を感じる機会となりました。

今月のベストスマイル



幼稚園の年長児と小学1年生児童が給食交流会を行いました。4月からの給食がとても楽しみです。

編集後記

3月11日が近づくにつれて町への取材や問い合わせが増え、テレビや新聞等に取り上げてもらうことが多くありました。8、9ページに、3月11日に町内と埼玉県加須市で行われた追悼行事やイベントを紹介しました。取材を通じて、イベントを実施した方や訪れた方の追悼の気持ちや復興への思いを感じました。4月15日発行のふたばのわでも避難先の行事を含めた追悼関連行事を紹介いたしますので、ぜひご覧いただきたいと思えます。13年の今だからと、町に関わる人たちの思いを知り、襟を正す気持ちになりました。4月に入り、町内の桜が見ごろを迎えます。新年度のあわただしい時期ですが、町内を訪れた際には懐かしい桜を、また避難先の桜を見上げて皆さまが少しでもゆっくりにできる時間を持てますようにと願います。



連絡先

- **双葉町役場 本庁舎**
〒979-1495
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
☎ 0240-33-2111
FAX 0240-33-2115
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp
- **いわき支所**
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19-4
☎ 0246-84-5200
FAX 0246-84-5212
✉ iwaki@town.futaba.fukushima.jp
- **郡山支所**
〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目20番2号
☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5120
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp
- **埼玉支所**
〒347-0105
埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所2階
☎ 0480-53-7780
FAX 0480-53-7266
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp
- **南相馬連絡所** (午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)
〒975-0039
福島県南相馬市原町区青葉町2-62-2
☎ 0244-32-1275
FAX 0244-32-1277
- **つくば連絡所** (月・火・水 午前9時～午後5時)
〒305-0044
茨城県つくば市並木3丁目1 551棟
☎/FAX 029-854-7511

- **双葉町公式ホームページ**
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>
- **双葉町公式YouTubeチャンネル**
<https://www.youtube.com/user/futabakoho>

- **双葉町産業交流センター公式ホームページ**
<https://www.f-bicc.jp/>
- **双葉町公式ブログ「ブログふたばのわ」**
<https://futabanowa.wordpress.com/>

